

くす総第148号の2
平成26年7月28日

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

くすのき広域連合長
園部 一成

2014年度自治体キャラバン行動に係る要望について、次のとおり回答いたします。

記

1、介護保険について

要望項目①

第5期事業計画期間（平成24年度から平成26年度）の会計見通しについて、歳出の約95%を占める保険給付費については、対計画比で平成24年度は約102.8%、25年度見込みで約102.2%となっており、26年度においても計画値を超える見通しです。

第6期における保険料について、計画を現在策定中であり給付費等の見込みなどから検討してまいります。

また、一般会計からの繰入れ（くすのき広域連合では関係市からの負担金）は保険料の財源としての繰入れは制度上困難な状況であると認識しており、保険料の低所得者対策としては、政令等により国の責任において実施されるよう以前より国及び府に要望しております。

要望項目②

国庫負担割合の引き上げにつきましては、現在も国に要望しているところであり、今後も引き続き要望していきます。

要望項目③

要支援者への予防給付の一部（訪問介護・通所介護）が新しい総合事業へ移行し、市町村が地域の実情に応じてサービスの種類、内容、運営基準等を規定できることから、要支援者のサービスの低下を来たすことなく、生活に密着したきめ細かな支援サービスが適正に提供できる体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

要望項目④

利用者負担割合の引き上げについては、制度の持続可能性を高める事を目的とする法の趣旨からも実施することになると考えておりますが、実状に応じ一部負担の減免制度の制定など国負担での措置を講じるように今後国や府に要望していくことも考えております。

低所得者の利用料軽減について、現在もサービスの利用が制限されることのないよう国負担で措置を講じるよう要望しており、今後も引き続き要望していきます。

補足給付の対象に資産要件を盛り込むことに関しては、影響等がまだ分からないこともあるため、今後注視してまいります。

市町村が独自で減免を行うことに関しては、介護保険法に基づき実施している制度であることから、統一的な制度として国の負担で行うことが適切と考えており、今後も様々な機会を利用し国に要望してまいります。

要望項目⑤

施設整備については、介護保険料が増嵩する要因の一つと考えられることから、利用者数の推移を見極めながら、第6期介護保険事業計画に適正な整備量を見込んでまいります。

また、今後、増加傾向にあるサービス付き高齢者向け住宅については、保険給付費の増嵩につながることから、大阪府と連携を図りながらできる限りその把握等に努め、悪質なものに対しては厳しく規制できるような制度となるよう国、大阪府に要望してまいりたいと考えております。

要望項目⑥

介護サービス利用者の状況にあった適切な判断については、大阪府に確認を取りながら、公平・公正なサービスが提供できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

要望項目⑦

地域包括支援センターについては、小学校区単位を基本に生活圏域を設定しており、守口市6か所、門真市5か所、四條畷市3か所に設置しております。

2、障害者の65歳問題について

介護保険サービスの利用につきましては一割負担となっておりますが、所得に応じて負担上限額が定められており、上限を超えた場合その超えた分を高額サービス費として支給しております。